

J A データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定の改定新旧対照表

(下線は、改定箇所)

新	旧
第 1 章 （略）	第 1 章 （略）
第 2 章 基本サービス 26～27 28 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通 (1)～(6) (7) 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。） a b 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。 (a)～(b) (c) 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 c 29～31 （略）	第 2 章 基本サービス 26～27 28 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通 (1)～(6) (7) 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。） a b 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。 (a)～(b) (c) 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。 <u>自己宛小切手または現金</u> で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 c 29～31 （略）
第 3 章 （略）	第 3 章 （略）
以上	以上

附 則

この規定の改定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。